



府管第91号

平成19年7月6日

内閣官房内閣総務官室内閣参事官 殿

内閣府大臣官房管理室長



歴史資料として重要な公文書等の申出及び特定の国政上の重要事項等に該当する公文書等の移管の事務手続について(依頼)

1. 歴史資料として重要な公文書等の申出について

平成19年度における、歴史資料として重要な公文書等の移管の申出に当たっては、「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について」(平成13年3月30日閣議決定)等(別添1～4)によることとするほか、以下の点に留意して事務手続を進めてください。

- (1) 内閣府としては、各府省において平成19年度末で保存期間が満了する行政文書について、その全体像を把握し、それらの行政文書を国立公文書館において保存することが適当であるかどうかを検討する必要があります。

については、外局及び地方支分部局等の分を含め、行政文書ファイル管理簿のうち平成19年度末で保存期間が満了する全ファイルリスト(管理簿の様式)を、10月31日までに提出してください。

提出に当たっては、平成17年6月30日付け改正各府省庁官房長等申合せ(別添2)1(1)～(3)及び平成17年6月30日付け改正各府省庁文書課長等申合せ(別添3)の別表に該当する行政文書ファイルに○印を付し、また、次の①～③に該当する行政文書ファイルを特定するため、備考欄に注記(記号を用いても差し支えありません)してください。

(2) 平成17年6月30日付け改正各府省庁官房長等申合せ2(2)②に基づく申告リスト及び2(2)ただし書きに基づく事前個別協議に係る対象文書がある場合、別紙様式A、Bにより、該当リストを9月14日までに提出してください。

2. 特定の国政上の重要事項等に係る行政文書について（平成20年度以降適用分）

平成17年6月30日付け改正各府省庁官房長等申合せ2(5)において、
「内閣総理大臣は、各行政機関と協議の上、特定の国政上の重要事項等として指定した事項に関連して作成された行政文書については、保存期間満了前に予め各行政機関の長と移管について協議し、合意に達したものの移管を受けることとする。」とされています。これに基づき、平成19年度で保存期間が満了するが延長を予定している行政文書ファイル(1(1)②のもの)及び平成20年度以降に保存期間が満了する行政文書ファイルのうち、「公文書等の適切な保存のための特定の国政上の重要事項等の指定について」（平成19年6月27日内閣総理大臣決定）により指定された事項に関連して作成されたものについても、予め協議等を進める必要があります。

については、同内閣総理大臣決定により指定された事項に該当する行政文書ファイルがある場合（府管第88号により依頼した申出リスト（様式1及び2）に掲載したものを除く。）、別添5を踏まえ、別紙様式イにより該当文書リストを記入し、12月21日までに提出してください。

(別紙様式A)

各府省庁官房長等申し合せ2(2)②に基づく事前申告文書

行政機関名: _____

番号	行政文書ファイル名	作成者	作成(取得)時期	保存期間	保存期間満了時期	該当する基準	移管が適当でない理由

(注1) 「該当する基準」欄には、官房長等申し合せ1(3)の②及び④から⑧の中のどれに該当するため移管対象となっているのかを明確にするため、②、④、⑤、⑥、⑦、⑧の番号を記入する。

(注2) 「移管が適当でない理由」欄には、歴史的重要性が認められないと考える具体的な理由等を記入する。

(別紙様式イ)

特定の国政上の重要事項等として指定された事項に関連して作成された行政文書(平成20年度以降適用分)
 行政機関名

番号	行政文書ファイル名	作成者	管理担当 課・係	作成(取得)時期	保存期間	保存期間 満了時期	媒体の 種類	該当事項	備考

(注)

1. 「番号」欄は府省等の通し番号とし、府省等の最終的な全申出ファイル数が判るように記入する。
2. 「行政文書ファイル名」欄には、行政文書ファイル管理簿に登録されている行政文書ファイル名を記入する。
3. 「該当事項」欄には、「公文書等の適切な保存のための特定の国政上の重要事項等の指定について」(平成19年6月27日内閣総理大臣決定)により指定された事項を記入する。

なお、記載する各事項の略語は次のとおりとする。「阪神・淡路大震災関連施策」は「阪神・淡路」、「オウム真理教対策」は「オウム」、「病原性大腸菌O157対策」は「O157」、「中央省庁等改革」は「中央省庁」、「情報公開法制定」は「情報公開」、「不良債権処理関連施策」は「不良債権」、「気候変動に関する京都会議関連施策」は「京都議定書」、「サッカーワールドカップ 日韓共催」は「サッカーW杯」。